

三年十二月十三日の同盟組合政黨組織準備委員会に於ては、團體單位二票、個人單位二十一票折衷統一票となり、「政黨の單位は個人とし、労働者、農民、水平社同人、無産階級及新政黨の綱領に賛成する者を包容する」ことを議決した。しかし「組合員は無産政黨に加入することを以て原則とする」ことを可決し、また「組合と政黨とは何等かの方法で交渉を保つことを考慮する」ことを可決し、尙ほ「組合の總本部の役員、都員、書記は、政黨の役員たることを得ず」と決定した。

労働者同盟に於ては、此の問題に就き、議會對策委員会以來、幾度か論議を重ねたのであるが、第一回政治部會は中合案として、政黨の構成は個人單位を原則とすとし、労働組合は政黨外にあつて、適當なる施設によつて、出来るだけ組合の政治的意志を政黨に反映せしむるが妥當なりとした。例へば中央及地方に於て、労働組合會議と政黨との常設的協議機關を設け、常に兩者の意志の疏通を図り、組合の意志を成るべく政黨に反映せしむることとする。また組織無産階級の意志を尊重するため、政黨組織準備は、各團體の代表者のみによつて行はれることとする。要するに、労働組合と無産政黨とは大體に於て分業に従ひ、兩者の意志の、疏通は出来るだけ開通を期すべきであるけれども、労働組合が必ずしも政黨に對する統制權を保持すべき

### (口) 綱 領

政黨の宣言(又は前文)及綱領は、政黨の基調を示すものであつて、来るべき我國の無産政黨が如何なる綱領を有すべきかは、最も重要且つ困難の問題である。一言にしていへば、我國無産政黨の綱領は、我國資本主義の發達状態に適應するところの無産階級の政治的要求でなければならぬ。我國の資本主義の發達は、歐洲先進國諸國の發達に比べて極めて變則的である。即ち歐洲先進諸國に於ては、資本家階級が中世の封建社會を支配してゐた勢力を征服して、統一なる成長をなして來たのに反し後進國である我國の資本主義は、封建勢力を征服し得ず、却つて封建勢力の殘存物である藩閥官僚の保護干渉の下に發達して來たのである。殊に東洋の市場に於ける諸外國の帝國主義的壓迫と、日清、日露の戰爭とは、發達の過程にあつた我國の資本主義を完全に軍閥官僚の支配の下に置いた。大資本家は悉く御用商人化してしまつたのである。この状態の下に成長して來た政黨は自ら軍閥官僚の綱の上らぬものとならざるを得なかつた。この故に歐米に於て、既に完成してゐるブルジョアデモクラシーが、我國に於ては未だ確立してゐないものである。今日憲政黨や政友會が、歐洲大戰後の澎湃たる民主主義の氣運に觸られ、人氣取政策として、普通選挙や

ものにあらざるものと化した。労働組合が無産政黨を統制すべきや否やは、労働組合の實力如何に懸る問題であつて、機械的に決定すべき問題にあらずと云ふにある。

右の案は中合案であつて、確定案でない。政治部は重要問題に關しては、如何に或る場合に意見が纏つても、其分の間、單なる中合案とし、其の研究討論は繼續されるべきものとして居る。此の點に就いて、特に會員諸君の御注意を乞ふ次第である。

政治研究會に對しては、總同盟會員は之に加入せざることをしたが、同會を以て組合外の無産政黨組織の準備團體と見做し、之れと友誼的關係を保つて行くこととした。因に政治研究會は大正十三年六月廿八日に成立し、無産階級の立場より、政治、外交、財政、經濟、教育、産業、労働、社會の諸問題を調査研究し、之が對策を確立し、大衆の政治的組織を促進し、日本社會の合理的改造を期するものである。重なる中心人物を擧ぐれば安部磯雄、大山郁夫、賀川豊彦、島中雄三、布施辰治、高橋龜吉、片山哲、三輪壽社、青野季吉、鈴木茂三郎の諸氏である。同會の勢力は主として關東方面に存在するが、其の状況を示せば、會員數は、東京に千餘名、川崎市に四百餘名、横浜市に二百餘名、群馬縣約千名、長野縣に約四百名である。其他、埼玉縣、秋田縣、青森縣、山形縣等にも支部が存在して居る。

貴族院改革を叫んだ處が、一方に於て未曾有の暴惡法案たる治安維持法案を提出して、傳統勢力の御機嫌を取り繕ひつゝあるのである。要するに我國の支配階級は、元老、官僚、貴族、軍閥、大地主、大資本家等の諸要素の寄合世帯であつて、政治形態は自由主義化する暇もなく帝國主義化し反動化したのである。今や將に無産政黨の組織されんとする時に當つて、未だ労働組合が公認されない有様なのである。

變則的資本主義の下に於ける我國の無産階級は、政治的には言論集會結社其他の自由を甚しく侵害され、經濟的には絶えず生活不安の脅威を受けて居る。労働階級は地位向上のための團結權を確保されず、貴族階級は生活の網たる耕作權と團結權を確保されないのである。斯く觀する時、我國の無産階級は當面の政治的要求として、政治的には民主政治の確立、經濟的には徹底的社會政策の實施を掲げざるを得ない。デモクラシーの確立は、我國政治形態より傳統的勢力と制度とを排除し、立憲的民衆政治を確立することであつて、具體的に例を引いて云へば、徹底的普通選挙(男女を問はず十八才以上の者に選挙權並びに被選挙權を與へる)、無産階級の言論集會結社の自由(治安警察法、新聞紙法、出版法、行政執行法等の改廢)、地方自治權の擴張(例へば知事公選)、文官任用令改正(官吏任用の